

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区の設立認可
農地買収令書の交付に代える公示
牛の移入禁止
- ◇選管規則 鳥取県選挙運動管理規程の一部改正
- ◇選管告示 鳥取県知事選挙の立会演説会を行う町村の指名

告示

鳥取県告示第五百一号

昭和三十二年十一月二十八日付で気高郡青谷町大字夏泊長田好春ほか十四人の者から申請のあつた青谷町夏泊土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年十月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - (一) 土地改良事業計画書の写
 - (二) 定款の写
- 二 縦覧に供する期間
昭和三十三年十月二十四日から同年十一月十二日まで
の二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
気高郡青谷町青谷 青谷町役場

鳥取県告示第五百二号

次の土地は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十二条第一項の規定により買収することに決定したが、土地所有者の現住所が不明のため買収令書を交付することができないので、同条第四項において準用する第

五十条第三項の規定により、その内容を告示して交付に代える。
昭和三十三年十月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

土地の所在及び対価等

所在郡市町村大字字地番

| 台帳現況 | 土地 | |
|------|----|----|
| | 面積 | 対価 |

所有者の住所氏名

| | | | | | |
|----------------------|---|------------|---|-------|--------------------|
| 米子市東山一〇ノ四 | 山 | 反 二、二二六 | 山 | 二、一三六 | 米子市勝田町一二七 坂尾 利明 |
| 東伯郡大栄町大字下種字野田東平七二四ノ四 | 〃 | 一、〇〇〇 | 〃 | 九〇 | 東伯郡大栄町上種 榊島 正登 |
| 〃 | 〃 | 一、二〇〇 | 〃 | 一〇八 | 〃 |
| 計 | | 二、四二六 | | 二、三三四 | 村岡 ふゆ |

二 対価の支払方法 供託する

三 買収の期日 昭和三十三年十二月十五日

鳥取県告示第五百三号

牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第一条の規定による移入を禁止する区域として熊本県を指定する。

昭和三十三年十月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十年鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「（県の議会議員の選挙に関して検印を受ける者を除く。）」を削る。

第八条第三項中「立会演説会を開催する市町村の委員会」を「立会演説会を開催する市町村の委員会（以下本章中「市町村の委員会」という。）に改める。

第九条中「立会演説会を開催する」を削る。

第十四条第三項中「法第百五十六条の二第三項」を「法第百五十六条の二第四項」に改める。

第十六条第一項中「立会演説会において演説をしようとする候補者の氏名及び党派別」を「立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行うべき候補者の氏名及び党派別」に改め、同条第二項中「立会演説会において演説する候補者の氏名及び党派別の記載の順序は、」を「法第百五十八条の規定によつて行う候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序は、」に改める。

第二十三条の二第三項中「当該立会演説会は行わな。い。」の下に、「候補者から第二十条第一項の規定による欠席の届出がなされたため演説を行うべき候補者の数

が二人に達しなくなつたときも、また同様とする。」を加える。

第二十三条の二第四項中「又はその候補者であることを辞したため演説することができなくなつた場合においては、」を「又はその候補者であることを辞し、若しくは候補者から第二十条第一項の規定により欠席の届出がなされた場合においては、」に改める。

第二十三条の三第一項中「前条第二項本文の規定」を「前条第二項本文及び第三項前段」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第四十条第一項中「平仮名」の下に、「外国語の略語又はアルハベット、アラビア数字」を加える。

第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二 選挙公報には、その余白に当該選挙に関する事項の周知及び棄権防止のために必要な事項を登載することができる。

第四十五条第二項中「選挙人の属する各世帯」を「当該選挙に用うべき当該市町村の選挙人名簿に記載された

者の属する世帯（以下「世帯」という。）」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定により選挙公報を世帯に配付する場合において、その世帯の他の選挙区への移転又は住居の不明等の事由により配付が困難なときは、当該世帯については、選挙公報の配付は行わなす。

4 前項の規定により選挙公報の配付を受けなかつた世帯に属する選挙人は、第二項の規定にかかわらず、現に居住する市町村の委員会に申し出て選挙公報の交付を受けることができる。

第五十二条第四項の次に次の一項を加える。

5 第十八条第二項の規定によつて数町村の区域を合せた一開票区を設けた場合においては、前四項の規定中「市町村の委員会」とあるのは、「令第七十条の二の規定により定められた町村の委員会又は県の委員会が指定する町村の委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和三十三年十一月下旬執行予定の鳥取県知事の選挙において、立会演説会を開催する町村を次のとおり指名した。

昭和三十三年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

立会演説会を開催する町村

岩美郡 国府町、岩美町

八頭郡 郡家町、八頭村、河原町、若桜町、用瀬町、

智頭町

気高郡 気高町、鹿野町、青谷町

東伯郡 羽合町、東郷町、三朝町、関金町、由良町、

東伯町、赤碕町

西伯郡 西伯町、伯仙町、岸本町、淀江町、名和町

日野郡 伯南町、根雨町、江府町、溝口町